

伊東市幼児施設連絡調整協議会傍聴人規程

第1条 伊東市幼児施設連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他協議会の必要と認める事項を別紙に記入し、協議会会長の許可を受けなければならない。

第2条 次の各号の一に該当するものは、傍聴を許さない。

- (1) 飲酒していると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 前各条のほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、令和6年11月21日開催の第1回伊東市幼児施設連絡調整協議会から適用する。